

<第 76 回定期大会特別決議>

## 大学の自治と学問の自由の重大な侵害につながる 国立大学法人改正法案に反対します！

11 月 7 日、今臨時国会で「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会で審議入りして、11 月 20 日には衆議院本会議を通過し、12 月 5 日と 7 日に参議院文教委員会での審議が行なわれ、本法案の成立が見込まれる状況となっています。

本法案は、事業規模が特に大きいと見なされる国立大学法人を対象に「運営方針会議」の設置を新たに義務付けるものです。同会議は、大学の中期目標・計画や予算・決算など大学運営に関する重要な方針を決定し、学長の選考基準などにも意見を述べるができる権限を有しています。そして、同会議の決定通りに運営が行なわれていない場合は、学長に改善措置を求める権限まで付与されているため、事実上、大学の最高意思決定機関となります。

それは、教職員や学生の意思とは関係なく、大学運営の重要な方針を決定することになりかねません。さらに、本法案では同会議の委員を文科大臣の承認を経て学長が任命すると定めているため、大学の人事に政府が介入する根拠を与えることにもなります。

昨年 5 月、国際卓越研究大学法案をめぐる審議では、同会議の設置は国際卓越大学に認定されていない国立大学法人には適用しないと文科省は答弁していました。しかし、本法案では国際卓越大学に認定されていない大学にも同会議を設置するとしています。

2004 年に国立大学が法人化へ移行する際、政府・文科省は「国立大学の自主性・自律性を高めるため」と説明してきました。しかし実際には、国立大学運営費交付金を削減し、学長選挙の形骸化や教授会の諮問機関化を進めるなど、「大学の自主性・自律性」を損なう施策を推進してきました。

さらに、昨年成立した国際卓越研究大学法にもとづき、ファンドの運用益を活用して、わずか数校のトップ大学を限定的に支援し、政府の意向に沿った大学支配の動きを強めていることは極めて重大です。

今、日本の大学の研究力低下が指摘されていますが、基盤的経費を削減して「選択と集中」を推し進めてきた結果、大学の資金が枯渇し研究力の低下を招いてきたのです。

こうした現状を直視し、多様で自由な教育・研究と学生が安心して学ぶことができる条件を保障するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学経常費補助などの基盤的経費を含めた高等教育予算の抜本的な増額が求められます。

政府の意向に大学を従わせようとする国立大学法人改正法案には強く反対するとともに、今国会での法案成立を断念することを求めます。

2023 年 12 月 7 日  
京滋私大教連第 76 回定期大会